

# 一時支援を利用される方へ

## 1. 対象となる方

一時的に見守り等の支援を必要としている野田市民で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者福祉手帳の交付を受けている方

## 2. 事業内容

障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息等を図るものです。

## 3. 利用者負担額

所得状況により、月ごとの利用者負担額に上限があります。

区分	対象	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯（本人が18歳以上） 世帯の市民税所得割が16万円未満	9,300円
	市民税課税世帯（本人が18歳未満） 世帯の市民税所得割が28万円未満	4,600円
	市民税課税世帯 上のいずれにも該当しない場合	37,200円

※世帯の範囲・・・18歳以上の障がい者は本人及び配偶者、18歳未満の障がい児は保護者

## 4. 利用料金の目安（所得区分が一般に該当する方）

下の単価の1割負担となります。おおまかな目安としてお考えください。

区分	利用時間等	単価	
障がい者	8時間以上	4,680円	—
	6時間以上	—	5,020円
	4時間以上8時間未満	3,120円	—
	4時間以上6時間未満	—	3,765円
	4時間未満	1,560円	2,510円
障がい児	1日	5,020円	5,020円

※一時支援事業所の事業形態により単価の違いがあります。

## 5. 支給期間

1年間です。毎年7月に利用者負担額を見直すため、更新手続きが必要になります。

※年度途中で申請した場合、支給期間は翌年6月末までとなります。

## 6. 利用できる事業者（H29.4.1現在）

NO	事業者名	所在地	連絡先
1	社会福祉法人はーとふる はっぴい	野田市中根24-18	04-7122-9333
2	社会福祉法人いちいの会 くすのき苑	野田市木間ヶ瀬3121	04-7120-6667
3	社会福祉法人野田芽吹会 野田芽吹学園	野田市下三ヶ尾875-1	04-7138-2181
4	株式会社縁グループ しあわせの木野田	野田市木野崎911	04-7199-2741
5	社会福祉法人野田みどり会 中根の家	野田市中根18-30	04-7122-5501
6	株式会社茂工業 サンフラワー	野田市中根209 松崎ビル1階102号室	04-7103-8934
7	社会福祉法人まほろばの里 地域生活支援センターまほろば	流山市野々下1-319	04-7147-2941
8	NPO法人自閉症サポートセンター	柏市大室1303-3	04-7105-7299
9	社会福祉法人桐友学園 沼南育成園	柏市大津ヶ丘2-19-5	04-7191-3391
10	NPO法人ホリデー	柏市大室1253-45	04-7135-5606
11	社会福祉法人青葉会 自閉症サポートセンターペガサス	柏市花野井720-124	04-7105-7230
12	NPO法人グループ彩 地域活動支援センター生活工房	成田市米野207-1	0476-28-1818
13	芳香会病院 青嵐荘療育園	茨城県古河市上大野698	0280-98-2782
14	特定非営利活動法人メダカの会 プーさんの家	茨城県猿島郡境町蛇池409	0280-87-1380
15	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 保健医療・福祉施設あしかがの森足利病院	栃木県足利市大沼田町615	0284-91-0611

## 7. 利用の仕方

①市に申請します。

②申請後、市から決定通知書が送付されますので、ご利用される事業者に通知書を提示し、契約を行ってください。

③ご利用後、利用者負担額を事業者へお支払いください。

野田市役所 障がい者支援課 相談支援係  
Tel.7125-1111（内線2181）